

# 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

御代田町

## 1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

## 2 促進計画の目標

### 1. 小沼地域

#### (1) 現況

本地域は、浅間山麓の急傾斜地域で、棚田等において稲作経営が行われて平場地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組を行うことが必要である。

また、農業者の減少や高齢化に伴い、農地や水利施設等の保全を地域共同で行う体制や、農村環境の保全のために環境にやさしい農業の推進が必要である。

#### (2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第2号に掲げる事業を推進するとともに、併せて、同項第1号及び第3号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

### 2. 御代田地域

#### (1) 現況

本地域は、水田中心の兼業農家が多いがその規模は小さい。また転作も個々の対応で生産性が低い地域であることから、これを補正する取組を行うことが必要である。

また、農業者の減少や高齢化に伴い、農地や水利施設等の保全を地域共同で行う体制や、農村環境の保全のために環境にやさしい農業の推進が必要である。

#### (2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号及び第3号に掲げる事業を推進し、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することにより、生物多様性を保全し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

### 3. 伍賀地域

#### (1) 現況

本地域の殆どは、高原野菜の産地で生産性も高く市場からも需要が望まれている地域である。したがって、安心して安全な野菜を提供するためにも環境に配慮した取組

みが必要である。

また、農業者の減少や高齢化に伴い、農地や水利施設等の保全を地域共同で行う体制や、農村環境の保全のために環境にやさしい農業の推進が必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第3号に掲げる事業を推進するとともに、併せて、同項第1号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

**3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項**

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	促進計画区域全域	法第3条第3項第3号に掲げる事業
②	小沼地域	法第3条第3項第1号及び第2号に掲げる事業
③	御代田地域、伍賀地域	法第3条第3項第1号に掲げる事業

**4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域**

設定しない。

**5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項**

法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進するにあたり、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する基本方針（長野県）の第4の2による推進組織を活用する。

法第3条第3項第2号に掲げる事業に係る対象農用地の基準等については、別紙のとおりとする。

## 促進計画（別紙）

### 1 法第3条第3項第2号（中山間直接支払）事業について、次のとおり定める。

#### （1）対象農用地の基準

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1ヘクタール以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1ヘクタール未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ヘクタール以上であるときは対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

さらに、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

#### ア 対象地域

長野県特認地域（旧市町村）

旧小沼村、旧伍賀村

#### イ 対象農用地

（ア）急傾斜農用地については、田1/20以上、畑、草地及び採草放牧地15度以上。

勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

（イ）自然条件により小区画・不整形な田

（ウ）積算気温が著しく低く、かつ、草地比率70パーセント以上の地域の草地

（エ）御代田町長の判断によるもの

#### a 緩傾斜農用地

（a）急傾斜農用地と連担している緩傾斜農用地

緩傾斜農用地が、急傾斜農用地と物理的に連担している場合（この場合、急傾斜農用地と同一の集落協定内において、通作、水管理等、急傾斜農用地を維持する上で必要な農用地に限る。）

#### （2）集落協定の共通事項

（市町村長の判断による要件緩和を認める場合）

1) 集落の農用地面積が1ha未満である場合において、農用地面積が0.8ha以上であり、かつ、農用地の保全等の観点から集落連携・機能維持加算のうち集落協定の広域化支援の対象とすることが適当であると御代田町長が個別に認めた場合には、1ha以上の一団の農用地の要件を満たしたものとみなす。

2) 協定参加者数がおおむね50戸に満たない場合において、協定参加者数が30戸以上となり、かつ、地理的又は地形的な条件等を踏まえ集落連携・機能維持加算のうち集落協定の広域化支援の対象とすることが適当であると御代田町長が個別に認めた場合には、おおむね50戸以上の協定参加者数の要件を満たしたものとみなす。

#### （3）対象者

認定農業者に準ずる者とは、例えば、御代田町の農業振興方針に定められた者など地域の実情に合わせて御代田町長が認定する者とする。

(4) その他必要な事項

1) 土地改良通年施行等に係る事業の概要

地形的条件等が不利な地域において、農業経営の合理化・省力化及び生産性の向上を図るため、地域の実情に応じて適切な基盤整備等の土地改良事業等を実施する。

なお、土地改良通年施行の対象事業の範囲は次のとおりとする。

ア 土地改良通年施行は、次に掲げる要件をすべて満たす土地改良事業又はこれに準ずる事業に係るものとする。ただし、次の要件を満たしていたものが、その後、工事実施機関の変更等によりこれを満たさなくなった場合においては、それが不測の事態の発生等真にやむをえない事由によるものである場合に限り、土地改良通年施行の対象事業として取り扱う。

(ア) 当該年度の6月30日までに、国若しくは地方公共団体の負担若しくは補助又は農林漁業金融公庫若しくは農業近代化資金の融資の対象となることの決定又はこれに準ずる措置がなされること。

(イ) 当該年度内に事業が終わること。

(ウ) 集落協定に当該土地改良事業等の実施が位置付けられていること。